

● 協会けんぽ青森支部からのお知らせ（令和元年10月） ●

令和2年度受診分より、協会けんぽへの生活習慣病予防健診の申込みが不要となります

協会けんぽでは、生活習慣病の予防や早期発見のため、生活習慣病予防健診を実施し、健診費用の一部を補助しています。

現在、生活習慣病予防健診を受診するにあたっては、加入者（被保険者）・事業主様から協会けんぽに対する申込みが必要ですが、加入者（被保険者）・事業主様の事務軽減のため、**令和2年4月1日受診分から、協会けんぽへの申込みを廃止することといたしました。**

現行 ↓	令和元年度 (令和2年3月31日) 受診分まで	協会けんぽへ申込みが 必要
変更後	令和2年度 (令和2年4月1日) 受診分より	協会けんぽへ申込みが 不要

1. 申込書の廃止に伴う変更点

● **令和2年4月1日受診分より申込書の提出は不要となります。**

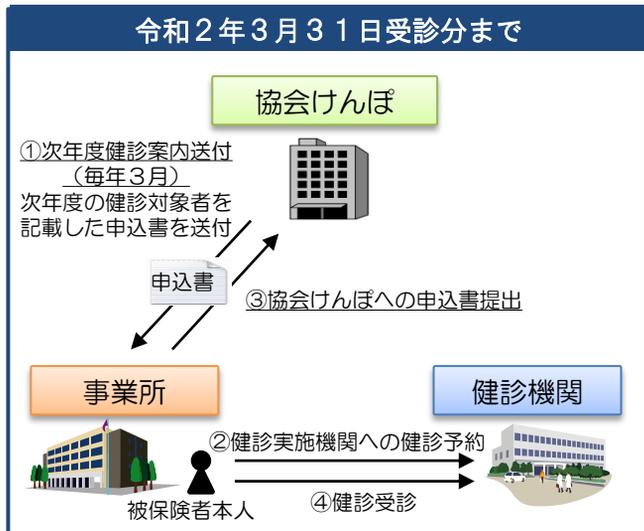
令和2年4月1日受診分より、**協会けんぽへの申込みは不要**となり、加入者（被保険者）・事業主様から**健診実施機関に対してのみ予約申込み**を行うこととなります。

※申込書の提出及び情報提供サービスを利用した申込みのいずれも不要となります。

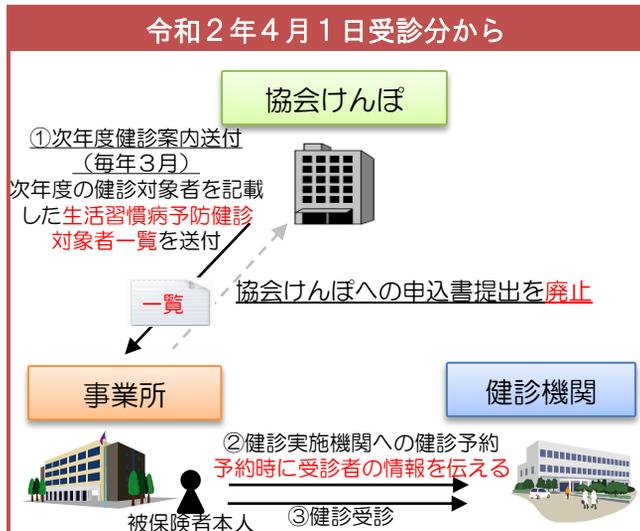
● **事業主様向け健診案内の内容を変更します。**

毎年3月に協会けんぽから事業主様へ次年度の健診対象者を記載した申込書を送付しておりましたが、令和2年度受診分（令和2年3月送付予定分）からは、申込書に代えて、健診対象者の情報を記載した**生活習慣病予防健診対象者一覧**を送付します。当該一覧は申込書ではないため、**協会けんぽへの提出は不要です。**

令和2年3月31日受診分まで



令和2年4月1日受診分から



● **情報提供サービス（事業主様向け）の機能が一部変更されます。**

申込書の廃止に伴い、令和2年2月下旬（予定）より、情報提供サービスの機能が一部変更となります。

【令和2年2月下旬（予定）から】

- ・健診対象者一覧について、健診実施機関への予約申込みに活用できるよう、ファイル形式を「txt」から「csv」に変更し、ファイル項目についても、項目順の変更や項目の追加を行います。
- ・健診申込ファイル編集ツールがダウンロードできなくなります。

【令和2年4月1日から】

- ・健診申込登録の機能が廃止されます。

裏面に続きます

2. 加入者・事業主様へのお願い

● 健診実施機関への予約申込みについて

令和2年4月1日受診分より、協会けんぽへの申込みは廃止となるため、健診実施機関への予約申込みを行う際には、健診実施機関に対して、保険証に記載されている記号・番号、保険者番号、生年月日や、受診する健診項目、健診予定日等の情報をお伝えいただく必要があります。

● 令和元年度受診分の申込みについて

令和2年3月31日受診分までは、現行どおり申込みが必要です。すみやかな申込みをお願いいたします。(受診日の2週間前までに、協会けんぽへ提出していただきますよう、お願いいたします。)

がん検診を受診しに行きませんか？

～10月は「がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間」です！～

「がん」は、日本において昭和56年より死因の第1位となり、現在では、年間37万人以上の国民ががんで死亡しています。これは、3人に1人が「がん」によって亡くなっていることとなります。

日本人にとって、「国民病」といっても過言ではない状況となっています。

◆ 部位別死亡者数

	1位	2位	3位	4位	5位
男性	肺	胃	大腸	肝臓	膵臓
女性	大腸	肺	胃	膵臓	乳房

◆ 部位別患者数

	1位	2位	3位	4位	5位
男性	胃	大腸	肺	前立腺	肝臓
女性	乳房	大腸	胃	肺	子宮

※大腸を結腸と直腸に分けた場合、順位が変動します。【出典】：国立がん研究センター がん対策情報センター 最新がん統計より

そこで重要となるのが、がん検診です。医学の進歩等により、がんは、現在、約6割の方が“治る”ようになりました。特に進行していない初期の段階で発見し、適切な治療を行うことで、非常に高い確率で治癒します。従って、そうしたがんを“初期”の段階で見つける「がん検診」は、がんの死亡率を下げるのに非常に有効だと考えられます。

協会けんぽの健診を利用するのがおすすめです！

協会けんぽでは、加入者の皆さまの健康保持・増進のため、下記の健診メニューを提供しております。

ご本人 (被保険者) 35歳～74歳	協会けんぽの「生活習慣病予防健診」なら、診察、問診、身体計測、血圧、採血、尿検査、心電図のほか、肺・胃・大腸がんの検査も含まれています。 ※乳がん・子宮頸がんの費用補助は対象年齢の女性のみ
ご家族 (被扶養者) 40歳～74歳	「特定健康診査」にあわせて、市町村が実施するがん検診を同時に受診できる場合があります。手続き方法、受診できる健診機関等については、お住まいの市町村の広報などでご確認ください。特定健診とがん検診の両方を取り扱っている健診機関もありますので、上手に活用しましょう。

健診に関するお問い合わせ先は

保健グループ 電話番号：017-721-2723